

森林環境税とは

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人市民税・県民税と併せて1人年額1,000円を市が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県から市区町村へ譲与されるしくみとなっています。

市民税・県民税均等割と森林環境税について

市民税・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から臨時的に年額1,000円が引き上げられていました。この臨時的措施が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに年額1,000円の森林環境税（国税）が導入されます。このため森林

環境税と市民税・県民税の均等割を合わせた税額は、令和6年度以降も変わりません。

種別		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
県民税	市県民税均等割	2,000円	1,500円
市民税		3,500円	3,000円
合計		5,500円	5,500円

6月の納期

■ 市県民税 1期
 ■ 国民健康保険税 1期
 ■ 介護保険料 1期
 ※口座振替を利用されている方は7月1日に振替しますので、残高の確認をお願いします。

国民年金のはなし

産前産後期間の保険料免除について

【本 庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
 【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
 【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」）は国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の免除は「保険料が免除された期間」も「保険料を納付したもの」として老後の年金額に反映されます。

出産予定日の6か月前から届け出可能ですので、本庁および各支所窓口へお越しください。

また届出の際は、以下の書類をご用意ください。

【出産前に届出する場合】
 出産予定日の記載がある母子健康手帳など

【出産後に届出する場合】
 出産日は市役所で確認できるため原則不要ですが、子が別世帯などの場合は、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をい
 い死産・流産・早産された方を含みます。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

日 程	時 間	場 所	予 約 先
6月12日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	本庁 3階第3委員会室	市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。